

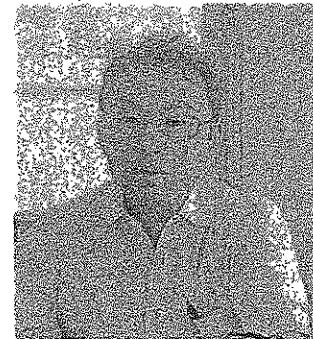
8/26
五旗

シリーズ

識者に聞く

立命館大学政治学部教授の植松健一

立命館大学教授 植松 健一さん



緊急事態条項

緊急権をめぐる戦前のドイツの経験と教訓について立命館大學の植松健一教授（憲法学）に聞きました。（聞き手・中畠寅一）

戦前のドイツのワイメアール憲法は、その48条に「非常措置権」の規定を持っていました。ヒトラー率いるナチス党が1

933年に制定した全権委任法によってワイメアール憲法は崩壊に至ったことが強調されます。が、ナチスが権力を握る以前の政治過程において、「非常措置権」が乱用的に発動されたことが、憲法体制の崩壊をもたらした側面を見逃すことはできません。

1919年に成立したワイメアール共和国は、ラントといわれる州政府の連合体で、各州と中央政府が対立する局面を多く、州が中央政府に抵抗したときに強権発動する余地を残すという

1933年と1934年に制定した全権委任法によってワイメアール憲法は崩壊に至ったことが強調されます。が、ナチスが権力を握る以前の政治過程において、「非常措置権」が乱用的に発動されたことが、憲法体制の崩壊をもたらした側面を見逃すことはできません。

1919年に成立したワイメアール共和国は、ラントといわれる州政府の連合体で、各州と中央政府が対立する局面を多く、州が中央政府に抵抗したときに強権発動する余地を残すという

目的から「非常措置権」が設けられました。

恣意的に乱用

48条には、「ラント（州）が法律上の義務を履行しないとき等に、『武装兵力を用いて義務を履行させる』と規定されました。

（1項）。そして公共の安全及び秩序に著しい障害が生じると

（2項）。そして「武装兵力を用いて介入で

き、『武裝兵力を用いて介入で見表明、集会、結社の自由』など的基本権の「全部または一部を停止」できるとされています。（2項）。

第一次大戦敗戦のドイツでは、賠償金問題で経済的困窮が

直後に基本的人権停止の大統領令（ヒンデンブルク大統領）が

出されましたが、これも「非常措置権」に基づくものでした。

このように「非常措置権」は、政治的な対抗者を恣意的に弾圧するために乱用され、また経済危機への対策に頻発され結果、国民的にも憲法秩序を軽視する風潮を拡大しました。そ

れでヒトラーが政権を掌握が続く中で、政府は法の枠組みを無視し、この48条を使って経済的な緊急命令を次々と出しました。さらに、左右の批判勢力

の内乱的な動きに対し非常措置権を乱用し、ナチスなど右派には甘く共産党に対しては過酷な適用がなされました。

危険な自民案

ナチスが政権をとる直前の1932年には、当時政権にあつたパーベンという保守的な伯爵が、政府の閣僚をすべて罷免しました。1933年1月のヒトラー内閣成立後、共産党による国会放火事件をきっかけで、その後に基本的人権停止の大統領

令（ヒンデンブルク大統領）が

出されましたが、これも「非常

措置権」に基づくものでした。

このように「非常措置権」は、政治的な対抗者を恣意的に弾圧するために乱用され、また経済危機への対策に頻発された結果、国民的にも憲法秩序を軽視する風潮を拡大しました。そ

れに対し、自民党の改憲案における「緊急事態条項」は、緊急事態の種類が無制限に拡大する恐れがあるうえ、事態の認定も政府の広い裁量に任されていません。非常事態における内閣と首相の権限も無制限で、日本の戦前の国際的経験や教訓を踏まえないどころか、日本の戦前の政治で緊急権が猛威をふるつたことへの反省も皆無です。

イシツ法は、非常事態システムを残しつつも、内乱や治安維持のための「非常措置権」の発動を認めないこととしています。

また、防衛上の緊急事態の場合にも、緊急事態の確定に議会の関与を認めるなど、行政権が恣意的に権限を拡大することへの制限や配慮を設けています。

これに対し、自民党の改憲案における「緊急事態条項」は、緊急事態の種類が無制限に拡大する恐れがあるうえ、事態の認定も政府の広い裁量に任されていません。非常事態における内閣と首相の権限も無制限で、日本の戦前の国際的経験や教訓を踏まえないどころか、日本の戦前の政治で緊急権が猛威をふるつたことへの反省も皆無です。